

葛城市立認定こども園給食調理業務（外部搬入）委託

公募型プロポーザル実施要項

令和3年11月

葛城市こども未来創造部待機児童対策室

葛城市立認定こども園給食調理業務（外部搬入）委託公募型プロポーザル実施要項

1. 目的

認定こども園の安心・安全な給食を提供するため、衛生面・栄養面等業務上必要な注意を果たすことを前提に、市立学校給食センターからの給食提供がない期間（主に夏休み等の長期休暇期間）における認定こども園の給食の外部搬入を実施します。今回、市内の認定こども園1園の給食調理業務（外部搬入）を行う事業者を公募型プロポーザル方式により募集します。

2. 募集対象業務

(1) 業務名

葛城市立認定こども園給食調理業務（外部搬入）委託

(2) 業務内容

別添「葛城市立認定こども園給食調理業務（外部搬入）委託仕様書」のとおり

(3) 予定履行期間：令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

給食開始日：令和4年4月4日を予定

(4) 見積上限額

1食あたり600円（消費税および地方消費税を除く）

3. 参加資格要件

参加事業者は、本事業の目的を理解し、次に掲げる項目をすべて満たす者であること。

- (1) 令和3年度において葛城市競争入札参加資格を有する業者であること。ただし、資格を有さない業者は「4. 入札参加資格を有さない者の参加」を参照のこと。
- (2) 葛城市工事等請負契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 営業に関し、法令等の規定により許可、登録、認可等を必要とする場合は、申請時においてそれらを受けている者。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者。
- (5) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険等」という。）に加入している者又は社会保険等の適用を除外されている者。
- (6) 現在、学校給食又は特定の人を対象とする集団給食の事業を営んでいること。
- (7) 地方自治法施行令第167条の4（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）第1項の欠格規定に該当しない者。（契約を締結する能力を有しない者でないこと、破産者で復権を得ない者でないこと。）
- (8) 地方自治法施行令第167条の4（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でないこと、及び該当する事実があった日から2年経過していない者でないこと。
- (9) 次のいずれにも該当しない者
 - ①役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止

に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者。

- ②暴力団(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
- ③役員等が自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者。
- ④役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者。
- ⑤役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

4. 入札参加資格を有さない者の参加

3. 資格要件(1)に掲げる入札参加資格を有さない者が参加する場合は、次のとおり追加資料を提出し、事前登録審査の結果、葛城市入札参加資格要件を満たし、名簿に登録されているものと同様の資格を有すると認められた場合、本プロポーザル及び本業務に限り参加することができます。

- ①提出期限：令和3年11月16日(火)午後5時必着
- ②提出書類：次に掲げる書類一式を1部提出すること。

提出書類一覧				
1	【様式9】プロポーザル参加資格要件審査申請書			
2	許可登録(免許)証明書等(営業に関し法律上必要となる登録証明書等、写し可)			
3	営業所一覧表(本市指定様式、項目要件を満たすものであれば他でも可)			
4	履歴事項全部証明書等(写し可) 法人「履歴事項全部証明書」(旧：商業登記簿謄本) 個人「事業証明書」及び「住民票」			
5	納税証明書 完納証明書(写し可)			
	<table border="1"> <tr> <td>葛城市内業者の場合 ※右記①と②の提出が必要です。</td> <td>①消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明 ※提出日前3か月以内発行のもの ※所管税務署にて発行 法人：納税証明書「その3の3」 個人：納税証明書「その3の2」</td> </tr> <tr> <td>葛城市外業者の場合 ※右記①の提出が必要です。</td> <td>②市税の完納証明書 ※令和3年11月1日以降に発行のもの ※本市収納促進課にて発行</td> </tr> </table>	葛城市内業者の場合 ※右記①と②の提出が必要です。	①消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明 ※提出日前3か月以内発行のもの ※所管税務署にて発行 法人：納税証明書「その3の3」 個人：納税証明書「その3の2」	葛城市外業者の場合 ※右記①の提出が必要です。
葛城市内業者の場合 ※右記①と②の提出が必要です。	①消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明 ※提出日前3か月以内発行のもの ※所管税務署にて発行 法人：納税証明書「その3の3」 個人：納税証明書「その3の2」			
葛城市外業者の場合 ※右記①の提出が必要です。	②市税の完納証明書 ※令和3年11月1日以降に発行のもの ※本市収納促進課にて発行			
6	印鑑証明書(写し可) ※提出日前3か月以内発行のもの			

※A4ファイルに綴じ、表紙・背表紙に商号等を必ず記載してください。

③参加資格要件の審査について

上記提出された書類を審査し、令和3年11月18日(木)に審査結果をメールまたは電話で通知、「参加資格審査結果通知書」を送付します。

参加資格が認められた場合は、期限までに参加申込手続きを行ってください。

5. スケジュール

下表のとおりです。なお、各実施日について事務の都合上変更する場合があります。

公告（募集開始）	令和3年11月9日（火）
参加申込書提出期限	令和3年11月24日（水）
質疑提出期限	令和3年11月24日（水）
質疑回答期限	令和3年11月26日（金）
提案書類提出期限	令和3年12月8日（水）午後5時
1次審査結果通知	令和3年12月10日（金）
2次審査（プレゼンテーション）	令和3年12月22日（水）
2次審査結果通知	令和3年12月24日（金）
業務開始予定日	令和4年4月1日（金）

6. 手続概要

(1) 募集要項等の配布

【配布期間等】 令和3年11月9日（火）から令和3年11月24日（水）まで
葛城市役所こども未来創造部待機児童対策室（當麻庁舎）で配布（土日祝日を
除く）、もしくは葛城市ホームページからダウンロード

(2) 参加申込書

【受付期間】 令和3年11月9日（火）～令和3年11月24日（水）
午前9時～午後5時（土日祝除く）

【提出先】 葛城市役所こども未来創造部待機児童対策室（當麻庁舎）
〒639-2197 葛城市長尾85番地

【提出方法】 持参の場合：事前に事務局に来庁日時をお電話ください。
郵送の場合：受領確認が出来る方法（書留等）により提出期限までに必着といた
します。

【提出書類】 ①参加申請書（様式1）
②参加資格に関する申立書（様式2）
③会社概要書（様式3）
④保健所が発行する飲食店営業の許可証の写し
⑤栄養士（又は管理栄養士）の免許証の写し
⑥栄養士（又は管理栄養士）の雇用証明書（任意）

(3) 質疑の受付及び回答

【受付期間】 令和3年11月9日（火）～11月24日（水）午後5時必着

【提出方法】 様式4「質問書」に内容を簡潔に記載に電子メールにて提出してください。また
提出後電話により受信確認を行ってください。なお、質問書以外での問合せについ
ては一切受け付けいたしません。

メールアドレス：taikijidou@city.katsuragi.lg.jp

電話番号：0745-44-3623

【回答】令和3年11月26日（金）午後5時までに参加者全員に電子メールで回答します。

（4）企画提案書類等の提出

【提出期限】令和3年12月8日（水）午後5時必着

【提出先】葛城市役所こども未来創造部待機児童対策室（當麻庁舎）

【提出方法】持参の場合：事前に事務局に来庁日時を電話予約のうえ、提出書類を持参してください。

郵送の場合：受領確認が出来る方法（書留等）により提出期限までに必着のこと。

【提出書類】提出書類については、原則A4版縦置きで作成してください。

- ①提案書（様式5）
- ②企画書（様式6）
- ③業務実施体制調書（様式7）
- ④添付図面等

○図面

ア：調理施設及び設備の配置平面図（室名・設備名を明記。サイズはA3版）

イ：図面は折り畳みA4版縦に揃えること。

ウ：図面には食材及び食器の搬入経路、従業員の入退室経路を明記すること。

エ：作業動線図＝肉・魚・卵を含む献立及び調理方法を明記し、肉・魚・卵・野菜の動線を記入。また、卵については除去食及び代替食の動線図も明記すること。

（サイズはA3版）

オ：作業工程表＝任意で選んだ給食日の普通食とアレルギー食の作業工程表を明記すること。

⑤写真

施設内外の主な部分を撮影した写真をA4版縦の用紙5枚程度に貼り付けること。

主な撮影箇所は、下記ア、イを参考にしてください。

ア：施設外駐車場、食材搬入口から検収場に至る部分、調理場への出入り口（人）、給食の搬出口、返却口、残菜や厨芥置き場、段ボール・缶等の置き場等。

イ：施設内

施設：検収場、下処理室、調理室、アレルギー室、炊飯室、冷凍冷蔵庫、冷却室、盛付室、洗浄室、食器保管室、調味料等倉庫、米保管庫等エリア

設備・機器：水槽、保存食用冷凍庫、冷凍冷蔵庫、真空冷却機等冷却設備（ご飯用、おかず用の用途別）、洗米機、回転釜、スチームコンベクションオーブン、フライヤー等

⑥定款・寄付行為・その他事業の目的・組織・業務の執行等を示す書類

⑦決算書類（提出日を含む事業年度前3ヶ年度に係る事業者の「貸借対照表」・「損益計算書」・「法人税の確定申告書の控えの写し（確定申告の際、確定申告書に添付したすべ

ての書類を含む)」)

【備考】添付書類①～⑦の書類は順番のとおり1部毎にファイリングし、インデックスで見出しを作成してください。

提出部数は、全ての書類について正本を1部、副本を7部とし、副本には事業所及び氏名、その他事業所を特定できる情報を標記しないこと。

(5) 見積書 (様式8)

- ①見積金額には、1食あたりの見積単価(食材料費、諸経費等内訳)を記入すること。
- ②消費税抜きの見積金額を記入すること。
- ③見積金額が市の見積上限額を超える場合は失格となるので注意すること。
- ④提出部数は1部とします。

7. 選定方法

(1) 審査方針

審査にあたっては、市で設置する選定委員会により、まず1次審査において書類審査を実施、その結果をもって2次審査のプレゼンテーション審査を行い、次の審査基準に基づいて提案の内容等を審査し、受託候補者及び次点候補者を決定します。

なお、審査委員会の会議は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

(2) 審査基準

①1次審査(30点満点)

委員会事務局(待機児童対策室)において書類審査を行い、配点点数の上位3位までを選定します。なお、「経営状況」「調理施設・設備」の項目については本業務委託の確実な実施のため「良・可・不可」の判定を行います。

参考様式	評価項目	審査事項	配点
様式3 要項5(4)⑨	経営状況	経営状況・資金面について	良・可・不可
要項6(4)③	調理施設・設備	給食調理に適した施設・設備であるか	良・可・不可
様式3-6	直近の事業実績	学校・保育所等集団給食についての十分な実績があるか	10点
様式8	見積書	見積予定価格に対しての価格の妥当性	20点

②2次審査(70点満点)

1次審査により選定された者によるプレゼンテーション審査を行い、1次審査との合計点数の高い順から受託候補者、及び次点候補者を選定します。

なお、2次審査における評価基準は以下のとおりです。

【2次審査評価基準表】

参考様式	評価項目	審査事項	配点
様式6-1	業務受託への抱負	本市、給食の意義や役割の認識 また、給食に対する意欲や熱意 について	10点
様式6-2	食育への取組	こども園や園児へどのような取 り組みが行えるか	5点
様式6-3	調理員等の育成	調理従事者の育成に力点が置か れているか	5点
様式6-4	給食調理体制	十分な人員が確保され、安定し て給食を調理できる体制である か、多様な献立等に対応できる 体制であるか	10点
様式6-5	衛生管理体制	衛生管理や調理従事者の健康管 理への取組み	10点
様式6-6	アレルギーへの取 組	どのようなメニューの対応がで きるか、誤配、誤食を防ぐための 対応策	10点
様式6-7	配送体制	給食配送をできるだけ短時間で 行える体制であるか、車両の安 全運行に向けた取組みがあるか	5点
様式6-8	危機管理体制	危機管理に対する方針等、事例 別の対応策	10点
サンプル（試作）		園児向け料理に合った材料の切 り方、彩り、出来上がり重量、栄 養価等	5点

(3) 1次審査の結果通知

委員会事務局（待機児童対策室）において書類審査を行った結果について、令和3年12月10日（金）午後5時までに電話連絡、後に書面による通知も行います。

(4) 2次審査（プレゼンテーション）の内容

【審査日】 令和3年12月22日（水）予定（別途連絡）

【場 所】 葛城市役所當麻庁舎（別途連絡）

【出席者】 1提案者あたり3名以内とし、本業務に携わる者で応募事業の代表者、事業責任者、事業担当者等とします。

【実施時間】 1提案者あたり概ね40分以内（提案20分、質疑応答15分、準備・撤去5分）

【提案内容】 本要項6（4）の企画提案書の記載内容に沿って行うこと。

【その他】 ①プレゼンテーションで使用するプロジェクター及びスクリーンについては市で

準備しますが、その他必要な機器及びインターネット通信環境は提案者において準備してください。

②社名が特定できるような服装・名札等は身に着けないでください。

③給食サンプルを用意し提出してください。詳細については別途連絡します。

(5) 最低基準

①1次審査及び2次審査の合計点の満点（100点）の6割（60点）を最低基準点とし、最高得点者が最低基準点に満たない場合は、受託候補者を選定しません。

②参加者が1者となった場合においても、1次審査及び2次審査を行い、最低基準点を満たした場合は当該参加者を受託候補者に決定し、その旨を通知します。

③1次審査及び2次審査の合計点が最高点度同店の者が2者以上となった場合、1次審査における「経営状況」及び「調理施設・設備」の項目で「良」評価のある者から順に候補者を選定します。「経営状況」及び「調理施設・設備」項目の評価でも同店の場合は2次審査の得点の高いものから候補者を選定します。

④1次審査の評価・得点及び2次審査の得点と同じ場合は、くじ引きにより受託候補者及び次点候補者を選定します。なお、くじ引きとなった場合は、方法・日程等改めて通知します。

(6) 選考結果の通知

選考結果は、すべての提案者に対して、令和3年12月24日（金）（予定）に通知します。また、受託候補者は選定後速やかに市ホームページで公表します。

8. 契約の締結

(1) 契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに本市と詳細を協議し、また、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案と変更が生じることもあります。

(2) 受託候補者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合又は協議が整わない場合には、2次審査において次点候補者であった者と当該業務について交渉を行います。

(3) 本契約に対する契約保証金は免除します。

9. その他留意事項

(1) 失格・無効

次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とします。

①応募書類の提出後、契約締結日までの間に、3の参加資格要件を満たさなくなった場合。

②見積上限額を超える提案を行った場合。

③提案書類において虚偽の記載がある場合。

④提出期限までに提出場所に提案書類の提出がない場合。

⑤提案に関して談合等の不正行為があった場合。

⑥正常な提案の執行を妨げる等の行為があった場合。

⑦法令並びに葛城市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行った場合。

⑧審査の公平性を害する行為があった場合。

⑨前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めた場合。

(2) 留意事項

- ①本件の参加に係る経費は、全て参加者の負担とします。
- ②提案書類に含まれる特許権・実用新案権・意匠権・商標権その他日本国の法令に基づいて保護される、第三者の権利の対象となっている業務の手法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じる責任は、全て提案者が負うものとします。
- ③審査及び評価の内容、提案者名等の内容についての質問は一切受け付けません。
- ④提出された書類は返却しません。
- ⑤提出後に提案書類の内容を変更することは認めません。(軽微な修正を除く)
ただし市から指示があった場合はその限りではありません。
- ⑥現在、葛城市のこども園給食を担う予定の調理施設・設備・運搬車両がない場合は、市が指定する期限までに提出書類のとおり整備等を完了すること。完了の見込みがないと認められる場合には、契約を解除するものとします。
- ⑦提出された書類は葛城市情報公開条例及び葛城市個人情報保護条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合があります。

10. 問合せ先及び各種書類の提出先

葛城市役所 こども未来創造部 待機児童対策室
〒639-2197 奈良県葛城市長尾85 (當麻庁舎2階)
TEL 0745-44-3623 (直通)
FAX 0745-48-3200
メール taikijidou@city.katsuragi.lg.jp